

令和3年9月和水町議会第3回定例会会議録

令和3年9月6日和水町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和3年9月6日午前10時00分招集

2. 令和3年9月6日午前10時00分開会

3. 令和3年9月6日午後2時00分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 荒木 宏太	2番 白木 淳	3番 齊木 幸男
4番 坂本 敏彦	5番 竹下 周三	6番 高木 洋一郎
7番 秋丸 要一	8番 松村 慶次	9番 庄山 忠文
10番 池田 龍之介	12番 蒲池 恭一	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

11番 森 潤一郎

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働 和明	書記	西原 利沙
-------	-------	----	-------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	総 務 課 長	中 嶋 光 浩
総合支所長兼住民課長	上 原 真 二	会 計 管 理 者	泉 法 子
まちづくり推進課長	石 原 康 司	税務住民課長	高 木 浩 昭
健康福祉課長	坂 口 圭 介	商工観光課長	大 山 和 説
建 設 課 長	中 嶋 啓 晴	農林振興課長	富 下 健 次
農業委員会事務局長	松 尾 修	学校教育課長	下 津 隆 晴
社会教育課長	前 渕 康 彦	病院事務部長	池 上 圭 造
特養施設長	樋 口 幸 広		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5	議案第51号	和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第6	議案第52号	和水町個人情報保護条例の一部改正について
日程第7	議案第53号	和水町保育の実施に関する条例の廃止について
日程第8	議案第54号	和水町保育所条例の一部改正について
日程第9	議案第55号	和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第56号	令和3年度 和水町一般会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第57号	令和3年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第58号	令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第59号	令和3年度 和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第60号	令和3年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第61号	令和3年度 和水町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第62号	令和3年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第63号	令和3年度 和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第64号	令和3年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第65号	和水町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第20	議案第66号	和水町工場設置奨励条例の一部改正について
日程第21	議案第67号	和水町税特別措置条例の一部改正について
日程第22	議案第68号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第23	議案第69号	財産の減額譲渡について（旧菊水南小学校・土地）
日程第24	議案第70号	財産の無償譲渡について（旧菊水南小学校・建物等）
日程第25	議案第71号	財産の無償譲渡について（総合グラウンド造成地・定着物等）
日程第26	認定第1号	令和2年度 和水町一般会計歳入歳出決算
日程第27	認定第2号	令和2年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
日程第28	認定第3号	令和2年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
日程第29	認定第4号	令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
日程第30	認定第5号	令和2年度 和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
日程第31	認定第6号	令和2年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
日程第32	認定第7号	令和2年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算
日程第33	認定第8号	令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
日程第34	認定第9号	令和2年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
日程第35	認定第10号	令和2年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
日程第36	認定第11号	令和2年度 和水町病院事業会計決算

日程第37 陳情等の委員会付託について

日程第38 一般質問

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和3年第3回和水町議会定例会を開会いたします。

本日は、森議員の欠席届が提出されております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において8番松村慶次君、9番庄山忠文君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの8日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和3年第3回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日常生活のあらゆる営みにおいて、ふだんの生活を自粛、あるいは縮小するなどの御協力をいただいておりますことに対し心より感謝申し上げます。

町議会では、このような状況に対処すべく、町当局と連携しながら必要な施策実現に向けた取組を行っております。議会と町当局が情報を共有しながら互いの使命を果たす、この関係性によって町民の皆様方の利益に貢献してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスとの戦いは持久戦と思います。引き続き町民の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、7月23日から東京オリンピック・パラリンピックが開催され、昨日、全日程が終了いたしました。本町出身の廣田彩花選手が八代市坂本町出身の福島選手とペアを組み、バドミントン女子ダブルス日本代表で出場されました。本町では中央公民館でパブリックビューイングを開催し、フクヒロペアに熱いエールを送りました。

結果は残念ながら準々決勝敗退となりましたが、前十字靱帯断裂の重傷を押して頑張る姿は町民の皆様方に勇気と感動を与えていただきました。

これからも町を挙げ応援してまいりたいと思っております。そして3年後のオリンピックパリ大会を目指してほしいと思います。今回成し得なかった金メダルを獲得していただきたいと思っております。

本定例会に提出された諸議案は、条例7件、補正予算9件、その他5件、決算11件、報告1件の計33件であります。

この諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には、新型コロナウイルス感染防止対策を図りながら、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会、監査委員の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告は、6月定例会以降の主な行事と地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況について、別紙にて、お手元に配付しておりますとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆様、おはようございます。

（おはようございます。）

本日は、令和3年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中に、御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心を寄せていただき、様々な御意見を賜っておりますことに敬意を表し、心より感謝申し上げます。

それでは、本議会の開催に当たり、御挨拶並びに行政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてですが、皆様御承知のとおり、変異型のウイルスが猛威を振るい続けております。政府では感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対

策の強化を図るとともに、人の流れを抑制するための措置として、21都道府県に緊急事態宣言、また、12県にまん延防止等重点措置が発令されております。いずれも実施期間は9月12日までとされておりますが、隣接する福岡県や熊本県内、ひいては有明保健所管内での感染拡大を踏まえ、いつ和水町で感染が拡大してもおかしくない状況となっております。

町民の皆様におかれましては、これまでと同様に、身体的距離の確保、マスクの着用、そして手洗い・うがいの徹底はもとより、不要不急の移動を控え、三つの密を回避するなど、接触機会の減少に留意した対策の実践に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

次に、町内の新型コロナウイルスワクチン接種の状況についてですが、9月5日時点で65歳以上の方の94%が2回の接種を完了されております。また、12歳以上64歳以下の方につきましては、約68%の方が1回目の接種が完了し、約49%の方が2回目まで接種が完了されております。

現在、町内の医療機関3施設で接種を進めておりますので、より多くの方にワクチンを接種していただきますよう、お願いを申し上げます。

今後とも町民の皆様の安心・安全を確保するため、最大限の危機感を持って新型コロナウイルス感染症対策に全力を尽くしてまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、併せてお願いを申し上げます。

それでは、第2回定例会以降の主な行政関連行事等の報告を申し上げます。

和水町におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、多くの行事が中止、延期、余儀なくされております。そのような厳しい状況の中、東京2020オリンピックが開催され、和水町出身のバドミントンプレーヤー廣田彩花選手が右ひざに大けがを負いながらも5位入賞を果たされました。

7月29日に和水町中央公民館で準々決勝のパブリックビューイングを行いました。ひたむきにシャトルを追い、福島選手と笑顔で励まし合う姿を見て、感動を覚えたところです。このフクロペアの戦う姿は、和水町民のみならず多くの日本国民に勇気と感動を与えてくれたと思います。改めて、和水町の誇りであると心より感じたところでございます。まずは、けがの治療に専念をしていただき、また、コートで廣田選手の元気な姿を見れるように、今後も町を挙げて応援していきたいと思っております。

次に、8月中旬に西日本から東日本までの広い範囲で秋雨前線が停滞し、各地で記録的な大雨に見舞われました。和水町におきましても、8月11日から8月18日までの7日間、断続的に大雨が降り、板橋地区の雨量計で延べ1,028ミリを観測しております。また、同雨量計では、8月12日、午後1時から2時までの1時間で78ミリを観測しており、降り始めからの連続雨量及び1時間当たりの最大雨量で、昨年の7月豪雨を上回る大雨となりました。幸いにも、人的な被害は出ておりませんが、浸水や土砂崩れ、農地の冠水等、多くの被害が報告されております。

昨年の豪雨災害の復旧工事を進めているところではありますが、今回の大雨による災害につきましても、早期復旧に向け全力で取り組んでまいります。

その他の主な行事につきましては、お手元にお配りしておりますので、報告書のとおりでござ

います。

以上で、第2回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

さて、本定例会におきましては、お手元にお配りしております議案書のとおり、条例7件、特別会計を含む令和3年度補正予算9件、その他5件、合わせまして21件の議案を上程しており、御審議をお願いするところでございます。

各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より説明をさせていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、行政報告及び開会に際しましての御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで行政報告は、終わりました。

日程第5 議案第51号 和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第51号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 議案第51号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を、次のように定める。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢 泰廣でございます。

内容について御説明いたします。

第1条は、条例の趣旨でございます。

本条例は、公職選挙法の規定に基づき和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めます。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担についての記載です。

6万4,500円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額の範囲内で、法に規定する供託物没収としない限り、選挙運動用自動車を無料で使用することができることを定めています。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約の届出についての記載です。

候補者が一般常用旅客自動車運送事業者や、その他の者との間で有償契約を締結すること及び和水町選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があること、第4条第2号に規定する選挙運動用自動車の借入れ、燃料の供給及び運転者の雇用をそれぞれ個別に契約する場合は、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族であるときは、その者が業として行う者以外の場合は公費

負担の対象とならないことを定めています。

選挙運動用自動車の使用の公費負担は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約によるか、個別契約によるか、いずれかの方式になります。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続についての記載です。

契約の区分ごとに公費負担額を定め、各事業者等からの請求に基づいて町から各事業者等に対し支払うことを定めています。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定についての記載です。

選挙運動用自動車の使用に関し、同一の日につき、一般運送契約と個別契約の両方が締結されている場合には、候補者が指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされ、両方の制度を同一の日に利用することができないことを定めています。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担についての記載です。

第8条に定める額の範囲内で、法に規定する供託物没収とならない限り、選挙運動用ビラを無料で作成することができることを定めています。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出についての記載です。

候補者が作成業者との間で有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めています。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続についての記載です。

候補者が選挙運動用ビラの選挙公営制度を利用するに当たり、公費負担額を定め、作成業者からの請求に基づいて町から作成業者に対して支払うことを定めています。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担についての記載です。

第11条に定める額の範囲内で、法に規定する供託物没収とならない限り、ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターを無料で作成することができることを定めています。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出についての記載です。

候補者が作成業者との間で有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めています。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続についての記載です。

公費負担額を定め、作成業者からの請求に基づいて町から作成業者に対し支払うことを定めています。

最後に、第12条は、委任についてです。

この条例の施行に関し、必要な事項は選挙管理委員会が定めます。

提案理由でございます。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、同年12月12日に施行されたことに伴い、町村議会議員選挙及び町村長選挙における立候補者の選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成に係る費用について、条例を制定することにより選挙公営、つまり公費負担の対象とすることができることとされたので、立候補に係る環境の改善を図るため、和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定するものでござ

います。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 6 議案第52号 和水町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第 6、議案第52号「和水町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 議案第52号「和水町個人情報保護条例の一部改正について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号「和水町個人情報保護条例の一部改正について」和水町個人情報保護条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 3 年 9 月 6 日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

和水町個人情報保護条例の一部を改正する条例

和水町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第35条第 2 号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第 7 号」を「第19条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

具体的な改正内容について御説明します。

2 枚目の新旧対照表を御覧ください。

第35条では、「保有個人情報の提出先への通知」について規定しています。

同条第 2 号で規定する「情報提供等記録」の定義中の「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改正を行っています。

次に、同じく同条同号で規定する「番号法第19条第 7 号」を「番号法第19条第 8 号」に改正し、「同条第 8 号を同条第 9 号」に改正をしています。

提案理由でございます。

まず、デジタル庁設置法が施行され、その規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正され、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されることとなります。

この変更に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、いわゆる行政機関個人情報保護法の第35条に規定する情報提供等記録の訂正をした場合の通知先が「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改正されます。

次に、番号法の改正により、新たに第４号として１号追加されることに伴い、現行の第４号から第16号までの規定が１号ずつ繰り下がります。これにより、和水町個人情報保護条例の改正が必要になります。これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第７ 議案第53号 和水町保育の実施に関する条例の廃止について

○議長（蒲池恭一君） 日程第７、議案第53号「和水町保育の実施に関する条例の廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第53号「和水町保育の実施に関する条例の廃止について」御説明申し上げます。

和水町保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和３年９月６日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。

平成27年４月から、子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、児童福祉法第24条第１項が改正され、保育の必要性の自由が内閣府令で示されたことにより、保育士の実施基準を条例で規定する必要がなくなったため、条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

具体的に申し上げますと、現行制度におきましては、政令で定める基準に従い、条例で実施基準を定めておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、児童福祉法第24条第１項の改正により、保育の実施基準は国が制定いたしました子ども・子育て支援法で定めることになりましたので、この条例で実施基準を定める必要性がなくなったことにより廃止するものでございます。

以上で、議案第53号「和水町保育の実施に関する条例の廃止について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第８ 議案第54号 和水町保育所条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第８、議案第54号「和水町保育所条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第54号「和水町保育所条例の一部改正について」御説明申し上げます。

和水町保育所条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、児童福祉法第24条第1項が改正され、これまで「保育に欠ける事由」を保育の実施基準としておりましたが、新制度で「保育の必要性の事由」を保育の認定基準とされたため、条例の改正をする必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

改正内容につきましては、2ページ目の新旧対照表で御説明申し上げます。

右が改正前、左が改正後となります。

和水町保育所条例は、和水町立神尾保育園の設置及び管理に関し必要な事項を定めた条例になります。

その中の第1条中の「保育に欠ける」という文言を、児童福祉法の改正により「保育を必要とする」に改めております。

以上で、議案第54号「和水町保育所条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第9 議案第55号 和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第55号「和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第55号「和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

内容を申し上げます。

第21条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第1号及び第2号の規定する特殊勤務手当の基準については、管理者が別に定めるでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和3年5月27日から適用するでございます。

提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の治療に従事する会計年度任用職員に特殊勤務手当を支給するため

には、条例の一部改正が必要だからでございます。

以上、議案第55号の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますように、よろしくお願いいたします。

日程第10 議案第56号 令和3年度 和水町一般会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第56号「令和3年度和水町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 議案第56号「令和3年度和水町一般会計補正予算（第2号）」について提案理由の説明を申し上げます。

議案書の表紙の裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,860万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3,650万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

まず、歳入歳出予算補正について、御説明します。

1 ページを御覧ください。

歳入予算の主なものについて説明いたします。

10款地方特例交付金に410万8,000円追加し、660万8,000円とします。これは地方特例交付金の決定を受けて補正するものです。

11款地方交付税に2億6,885万7,000円追加し、32億3,915万7,000円とします。普通交付税額の決定を受けて補正するものです。

15款国庫支出金、2項国庫補助金に397万5,000円を追加いたします。放課後児童健全育成事業委託料と新型コロナウイルス予防接種台帳システム改修事業費及び健診結果情報整備事業費分です。

16款県支出金、2項県補助金に273万5,000円を追加します。先ほどの国庫支出金にもありました、放課後児童健全育成事業委託料の県補助分と多面的機能支払交付金及び農地災害復旧事業に係るものです。

19款繰入金、2項基金繰入金を2億7,576万6,000円減額します。普通交付税等の決定により減額するものです。

20款繰越金、1項繰越金に2億8,400万円を追加します。決算剰余金の基金への積立てを行う

ため計上したものです。

22款町債、1項町債に3,940万4,000円を追加します。和仁山鹿線の道路改良工事に係る起債、道路維持に係る起債の財源組替え及び臨時財政対策債の借入れ分です。

以上で歳入についての説明を終わります。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

9ページを御覧ください。

まず、歳出の款項目の給料、職員手当等につきましては、人事異動等によるものでございますので説明を省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費に2億8,400万円を追加します。財政調整基金への積立金が2億円、減債基金への積立金が8,400万円でございます。これは地方財政法第7条で、決算の剰余金2分の1以上の額を翌々年度までに積み立てなければならないという法に基づき、積み立てるものでございます。

令和2年度の決算では剰余金となる実質収支額が5億6,774万5,836円ですので、2分の1以上の額となる2億8,400万円を、今申し上げました財政調整基金と減債基金に積み立てることとしております。

その下、6目企画費に423万4,000円を追加します。産業廃棄物地域振興策補助金として、内田自治会館の施設整備等に支出するものです。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費に100万円を追加します。新型コロナの影響で予定納税の還付額の増額が見込まれるために増額するものです。

10ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、7目町長選挙費に99万6,000円を、8目町議会議員選挙費に755万8,000円をそれぞれ追加します。自動車の使用、ポスター、ビラの作成など選挙運動に係る費用についての公費負担分です。今定例会において、公費負担に関する条例も併せて上程しております。

3款民生費、2項児童福祉費、12節委託料に119万9,000円を追加します。あおば保育園で実施している学童保育数の増加に伴う増額分です。

11ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康増進事業費に548万8,000円を追加します。主なものとして、12節委託料の健康管理システム改修委託料536万8,000円の増額です。新型コロナワクチンや健診結果をマイナンバーに対応させるためのシステム改修委託料です。

同じく、1項保健衛生費、8目斎場費に447万7,000円を追加します。旧和水町斎場解体に伴う工事設計業務委託料とアスベスト建材撤去工事設計業務委託料です。

6款農林水産業費、1項農業費、13目多面的機能支払交付金事業経費に86万4,000円を追加します。主なものとして、多面的機能支払交付金85万1,000円です。新規組織の追加と取組面積拡大による増額分です。

12ページを御覧ください。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費に763万5,000円を追加します。県事業負担金225万円は、県道と仁山鹿線道路改築事業に係る町負担金です。県事業費が増額することにより、町負担金も増額となります。

その下、土木費補助金538万5,000円は、梅雨時期の大雨により被災した復旧事業費が40万円未満の農地、農業用施設の災害復旧事業補助金15件分です。

同じく、8 款土木費、5 項住宅費に200万円追加します。町営住宅退去に伴うリフォーム工事費分です。

10款教育費、1 項教育総務費に100万円を追加します。児童、生徒の郊外活動のためのバス賃借料です。

13ページを御覧ください。

10款教育費、4 項社会教育費に158万5,000円を追加します。主なものとして、3 目公民館費116万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のための券売機2 台分で、中央公民館及び三加和公民館分です。

同じく、10款教育費、5 項保健体育費、2 目体育施設費に232万6,000円を追加します。17節備品購入費の券売機116万6,000円は、先ほど公民館費で御説明しました券売機の町体育館及びスカイドーム分です。

最後に、11款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費に340万円を追加します。志口永の農地災害復旧工事費1 件分です。

以上で、議案第56号「和水町一般会計補正予算（第2号）」の提案理由についての説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第11 議案第57号 令和3年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第57号「令和3年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第57号「令和3年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明申し上げます。

まず、表紙の裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ240万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億7,861万円とする。

2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

まず、歳出から説明いたします。

最後のページの6ページを御覧になってください。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費を50万3,000円の減額補正いたします。これは委託料であります共同電算委託料と、介護給付費等費用適正化業務ケアプラン点検業務委託料の減額に伴うものです。減額した具体的な内容を申し上げますと、この2つの委託料につきましては、経費が地域支援事業の補助事業として計上することが可能となりましたので、1款の総務費から4款の地域支援事業費へ予算組替えを行ったことによるものでございます。

続きまして、4款地域支援事業費、3項包括的支援事業任意事業、4目任意事業を42万7,000円の追加補正いたします。これは、先ほどの予算組替えによる減額した2つの委託料の受入れ先として計上するものでございます。共同電算委託料といたしまして4万8,000円、介護給付費等費用適正化業務ケアプラン点検業務委託料として37万9,000円となります。一般管理費で減額した予算額と差がありますが、これは執行する金額により近い予算額で計上したことによるものでございます。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目の償還金を247万9,000円の追加補正いたします。これは、令和2年度介護保険事業会計決算に伴う支払基金への返還金となります。

続きまして、歳入を申し上げます。5ページを御覧になってください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目の地域支援事業交付金を16万4,000円追加補正いたします。これは歳出で申しあげました共同電算委託料と介護給付費等費用適正化業務ケアプラン点検業務委託料が補助事業の経費として可能となりましたので、事業費の38.5%を国庫補助金として追加するものです。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目の介護給付費交付金を119万9,000円追加補正いたします。これは、令和2年度介護保険事業会計決算に伴う精算として、第2号被保険者保険料分が不足しておりましたので、過年度分として追加交付されるものになります。

次に、5款県支出金、2項県補助金、2目の地域支援事業交付金を8万2,000円追加補正いたします。これは先ほど申しあげました2つの委託料が補助事業の経費として可能となりましたので、事業費の19.25%を県補助金として追加するものです。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目の地域支援事業費繰入金を8万2,000円追加補正いたします。これも先ほどの2つの委託料の事業費19.25%を町負担として繰入金を追加したものになります。

同じく4目のその他一般会計繰入金を50万3,000円減額補正いたします。これは2つの委託料の全額を町負担として予算計上しておりましたが、先ほど申しあげたとおり財源を国県町とする補助事業に財源組替えを行いましたので、その繰入れ予算額全額を減額いたしました。

最後に8款1項1目の繰入金を137万9,000円財源調整のため追加補正いたします。

以上で、議案第57号「令和3年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第58号 令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第58号「令和3年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第58号「令和3年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」について提案理由の説明をいたします。

予算書の裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）は、次に定めることによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,677万6,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

まず歳出について説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、3節職員手当等の時間外勤務手当を61万8,000円、11節役務費の介護士派遣手数料169万9,000円の増額につきましては、職員が傷病を発症し業務が時間内に終わることができなくなり、新たに人材派遣や時間外勤務で対応する必要が生じたため増額しております。

同じく役務費のPCR検査手数料54万5,000円は、利用者様への検査手数料となっております。

次に、12節委託料の給食業務委託料291万6,000円の減額につきましては、利用者が減り業者へ支払う金額が減ったため減額を行っております。

次に、歳入について説明いたします。

5ページを御覧ください。

10款繰入金、1項一般会計繰入金を3万6,000円減額しております。これは、今回の歳出額に合わせ減額しております。

以上で、議案第58号「令和3年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」について提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第13 議案第59号 令和3年度 和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第59号「令和3年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第59号「令和3年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）」につきまして提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面のほうをお開きください。

令和3年度和水町の住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,326万8,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

まず、5ページのほうを御覧いただきたいと思います。

令和2年度の和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出の決算におきまして、歳入歳出の差引残額であります129万円を、前年度繰越金として計上しております。

次に、歳出の6ページを御覧ください。

予備費を129万円増額し、合計の229万円と計上しております。本年度の住宅用地造成事業におきましては、分譲地の販売に係る事務費、分譲を見合わせておりました区画の地質調査業務委託費、また、分譲地隣接地の排水整備工事等を進めておりますが、予算の範囲内で事業完了の見込みでありますので、前年度繰越金につきましては、緊急の事態に対応するためとして、予備費として計上いたしております。

以上で、議案第59号「令和3年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明といたします。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第14 議案第60号 令和3年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第60号「令和3年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第60号「令和3年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の説明をいたします。

今回、補正予算の差替えを行っております。大変申し訳ございませんでした。

表紙の裏面を御覧ください。

令和３年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為、第１条、第１項、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第１表 債務負担行為による。

令和３年９月６日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

内容について御説明いたします。

予算書資料の１ページを御覧ください。

第１表 債務負担行為

簡易水道事業地方公営企業会計移行支援事業委託の令和４年度の事業699万1,000円を限度額として設定させていただきました。当初では、令和３年度と令和４年度、単年度で分けて事業を行う予定としておりましたが、予算決算の簿記会計による貸借対照表、損益計算書の作成や資産管理減価償却の算出、こういったものをシステム等に載せる上で、継続的に行うほうが効率的と判断したために、今回、補正を行いました。

令和３年度予算350万9,000円と、今回の令和４年度699万1,000円の合計1,050万円の予算で、公会計移行業務を完了したいと考えております。

以上で、議案第60号「令和３年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第１号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第15 議案第61号 令和３年度 和水町下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第61号「令和３年度和水町下水道事業会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第61号「令和３年度和水町下水道事業会計補正予算（第１号）」についての提案理由の説明をいたします。

こちらでも今回補正の予算書の差替えを行っております。大変申し訳ございませんでした。

表紙の裏面を御覧ください。

令和３年度和水町の下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、第１項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,280万9,000円とする。

第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為、第２条、第１項、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表 債務負担行為による。

令和３年９月６日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

内容について御説明いたします。

予算書資料 3 ページを御覧ください。

第 2 表 債務負担行為

下水道事業及び特定地域生活排水処理事業、地方公営企業会計移行支援業務委託の令和 4 年度の事業 597 万円を限度額として設定をさせていただきました。当初では、令和 3 年度と令和 4 年度、こちらも単年度で分けて事業を行う予定としておりましたが、予算決算の簿記会計による貸借対照表、損益計算書の作成や資産管理減価償却の算出をシステム等に載せる上で、継続的に行う方法が効率的と判断したために、今回、補正を行いました。

令和 3 年度予算が 473 万円、今回の令和 4 年度 597 万円の合計 1,070 万円の予算で、公会計移行業務を完了したいと考えております。

続きまして、歳出を御説明いたします。

予算書資料 7 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、こちらを 10 万 5,000 円増額し、1,970 万 2,000 円となります。こちらは 4 月 1 日付の異動に伴う増加分、共済組合負担金 3 万 2,000 円、通信運搬費では、下水道利用者、この人員調査を行う上で、切手代 7 万 3,000 円を増額いたしております。

2 款土木費、1 項下水道費、1 目下水道施設運営費、こちらを 120 万円増額し、3,458 万 5,000 円としております。新規下水道接続件数増により、1 件当たり 40 万円掛ける 3 件分、120 万円を増額補正しております。

次に、歳入でございます。

6 ページを御覧ください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目受益者分担金 45 万円を増額し、90 万 1,000 円としております。歳出で御説明いたしました新規下水道接続の負担金として、1 件当たり 15 万円掛ける 3 件分、45 万円を増額補正しております。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金 80 万 5,000 円を増額し、4,977 万 4,000 円となります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 5 万円を増額し、5 万 1,000 円となります。歳出で増額しました額、繰越金、繰入金、それぞれ増額をしているところです。

以上で、議案第 61 号「令和 3 年度和水町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第 16 議案第 62 号 令和 3 年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第 1 号）
○議長（蒲池恭一君） 日程第 16、議案第 62 号「令和 3 年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第62号「令和3年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、第1項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

内容について、歳出から御説明いたします。

予算書資料7ページを御覧ください。

2款衛生費、1項下水道費、1目特定地域生活排水処理施設管理費の財源補正を行っております。浄化槽設置工事費、こちらの起債申請の増額に合わせて予算のほうも150万円の増額補正を行っております。増額を一般財源を減額しているところです。

続きまして、6ページを御覧ください。

歳入ですけれども、一般会計繰入金150万円を減額し、町債150万円の増額。内訳としましては、下水道事業債70万円、過疎債80万円を増額補正しております。

以上で、議案第62号「令和3年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第17 議案第63号 令和3年度 和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第63号「令和3年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長 上原君

○総合支所長兼住民課長（上原真二君） 議案第63号「令和3年度和水町春富財産区特別会計補正予算」の説明を申し上げます。

表紙裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の春富財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

今回、補正に至った経緯を申し上げます。

熊本県事業の一環といたしまして、玉名森林組合において、令和２年度の間伐等森林整備促進対策事業が実施されたところでございます。事業実績としまして、事業対象者５名、１６筆、面積にしまして８.２８ヘクタールにおいて間伐が実施されました。この事業面積には、春富財産区の財産であります上和仁地区の３筆、３.９３ヘクタールも含まれております。

本事業によりまして発生いたしました間伐材を木材市場で販売し、間伐事業に要する経費等を差し引いた結果、利益が出ましたので、本事業会計の財産の売払い収入として１６万５,０００円を歳入として補正するものでございます。

これに伴い、１ページ、歳入の１款、１項財産売払い収入に１６万５,０００円を追加し、２款、１項繰越金を同額減額し財源の組替えを行います。

２ページ、歳出については、補正はございません。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第１８ 議案第６４号 令和３年度 和水町病院事業会計補正予算（第２号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第１８、議案第６４号「令和３年度和水町病院事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第６４号「令和３年度和水町病院事業会計補正予算（第２号）」について提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和３年度和水町病院事業会計補正予算（第２号）

総則、第１条、令和３年度和水町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第２条、令和３年度和水町病院事業会計予算、第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入の部でございます。

第１款病院事業収益、既決予定額９億６,１４７万２,０００円、補正予定額５２５万１,０００円、計の９億６,６７２万３,０００円。

第１項医業収益、既決予定額７億７,４９６万８,０００円、補正予定額５２５万１,０００円、計の７億８,０２１万９,０００円。

続きまして、支出の部でございます。

第１款病院事業費用、既決予定額９億６,１４７万２,０００円、補正予定額５２５万１,０００円、計の９億６,６７２万３,０００円。

第１項医業費用、既決予定額８億９,０１７万３,０００円、補正予定額４６１万６,０００円、計の８億９,４７８

万9,000円。

続きまして、第3項健康管理センター費用、既決予定額1,910万円、補正予定額33万5,000円、計の1,943万5,000円。

続きまして、第4項居宅介護支援事業費用、既決予定額2,200万円、補正予定額30万円、計の2,230万円。

資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2,692万4,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,777万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

続きまして、収入の部。

第1款資本的収入について補正はございません。

支出の部。

第1款資本的支出、既決予定額1億67万1,000円、補正予定額85万円、計の1億152万1,000円。

第1項建設改良費、既決予定額4,757万7,000円、補正予定額85万円、計の4,842万7,000円。

次に、議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正でございます。

第4条、予算第7条中に定めた経費の金額を次のように定める。

第1号、職員給与費、既決予定額6億3,938万9,000円、補正予定額525万1,000円、計の6億4,164万円でございます。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

補正の詳細につきましては、補正予定の実施計画により説明をいたします。

まず、3ページの支出の部を御覧ください。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費で461万6,000円の増額でございます。これは、コロナワクチン接種による増額でございます。

第3項健康管理センター費用、1目健康管理センター費用で33万5,000円の増額、これもコロナワクチンの接種による増額でございます。

第4項居宅介護支援事業費用、1目居宅介護支援事業費用で、これも30万円の増額ですけど、コロナワクチン接種による増額でございます。

なお、収入の部につきましては、前ページの2ページの1款病院事業収益、1項医業収益で、新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金で、入院減収の分を補って、525万1,000円の増額となっております。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。4ページの支出の部を御覧ください。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設費で、病棟内の施設改修に85万円を計上しております。資本的収入については、補填財源で補填をいたします。

以上、議案第64号「令和3年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君）　しばらく休憩します。20分から再開します。

休憩　午前11時4分

再開　午前11時19分

○議長（蒲池恭一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19　議案第65号　和水町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（蒲池恭一君）　日程第19、議案第65号「和水町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長　石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君）　ただいま議題となりました議案第65号「和水町過疎地域持続的発展計画の策定について」提案理由の説明をいたします。

議案第65号「和水町過疎地域持続的発展計画の策定について」、和水町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月6日提出

和水町長　高巢泰廣でございます。

提案理由は、過疎地域の持続的発展に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するため、令和3年度から令和7年度までを計画年次とする過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

別紙でお配りしました和水町過疎地域持続的発展計画（案）のほうを御覧いただきたいと思います。

表紙にありますように、令和3年度から令和7年度までの計画となります。まず、計画策定の趣旨でございますが、これまでの計画策定の根拠法令となっておりました特別措置法が本年の3月31日で終了しまして、4月1日で、新しい特別措置法が施行されました。町では、この新法と熊本県のほうが8月に定めました持続的発展方針に基づき計画を作成いたしております。この計画に基づく各種事業につきましては、これまでと同様に、過疎対策事業債など有利な財源の活用が可能となります。

表紙のほうをめくっていただきたいと思います。

目次にありますように、1番の基本的項目から13のその他地域の持続的発展に関し必要な事項までを記載して作成をしております。最終のページには、過疎対策事業債が活用できるよう、ソフト事業の計画の一覧のほうを記載する構成となっております。

町の基本方針としましては、10ページのほうを御覧いただきたいと思います。

10ページの上から11行目、こちらに町の基本方針としまして、住民・団体・企業と行政が連携し、地域の持続的発展を図るとともに、福祉の向上、雇用の拡大に向けて、それぞれの役割と責

任を全うする共働のまちづくりを基本方針とするとしております。

以上で、議案第65号「和水町過疎地域持続的発展計画の策定について」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第20 議案第66号 和水町工場設置奨励条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第66号「和水町工場設置奨励条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） ただいま議題となりました議案第66号「和水町工場設置奨励条例の一部改正について」提案理由の説明を行います。

和水町工場設置奨励条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

2ページを御覧ください。

提案理由につきまして、令和3年3月31日に過疎地域自立促進特別措置法が廃止され、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに施行されたことに伴い、同法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令第1条第3号に過疎法に関連する記述があるため、その記述に基づき条例を改正する必要があります。また、本条例では、これまで鉱工業の開発促進を目的としていましたが、社会の変化に応じ業種の拡大を行い、本町における企業の発展に資することを目的としたものに改正するものであります。これがこの条例案を提出する理由であります。

新旧対照表を御覧ください。

まず、題名を和水町工場等設置奨励条例に改めます。

第1条では、これまでは主に製造業を営んでいる事業者等が町内に工場等を新設または増設する場合に、町税の不均一課税等を行い産業の振興と雇用拡大を図ることとしておりましたが、改正後は、和水町過疎地域持続的発展計画に定める産業振興促進業種について、町内に工場等の新設または増設、設備の改修、修繕等を行う場合に町税の不均一課税等を行い、産業の振興と雇用拡大を図ることとします。ただし、資本金の額が5,000万円を超える法人の場合は新設または増設に限定いたします。

第2条では、和水町過疎地域持続的発展計画に定める産業振興促進業種に記載のとおり、情報サービス業等、農林水産業等、販売業、旅館業を追加いたします。

第3条では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに施行されたことに伴う文言整理と、業種により設備投資額等の合計額、それから雇用者数の下限を設定いたします。

第4条から第7条までは、今回改正に伴う文言の整理を行っております。

以上で議案第66号「和水町工場設置奨励条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。
御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第21 議案第67号 和水町税特別措置条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、議案第67号「和水町税特別措置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第67号「和水町税特別措置条例の一部改正について」提案理由の説明を行います。

議案第67号「和水町税特別措置条例の一部改正について」、和水町税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

和水町税特別措置条例の一部を改正する条例

和水町税特別措置条例（平成18年和水町条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「製造」を「製造等」に、「新設し、又は増設した者」を「新設等をした者（この場合の「新設等」とは、新設又は増設、対象となる業種の用に供する設備の改築、修繕等をいう。（ただし、資本金の額が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。））」に改める。

第2条中「和水町工場設置奨励条例（平成18年和水町条例第121号）第3条」を「和水町工場等設置奨励条例（平成18年和水町条例第121号）第3条」に、「適用工場」を「適用工場等」に、「工場」を「工場等」に改める。

第3条中「和水町工場設置奨励条例第3条」を「和水町工場等設置奨励条例第3条」に、「適用工場」を「適用工場等」に、「工場」を「工場等」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由でございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定により、和水町工場設置奨励条例が和水町工場等設置奨励条例に改正される。それに基づき、和水町税特別措置条例の一部を改正する必要があります。これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上で、議案第67号「和水町税特別措置条例の一部改正について」、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第22 議案第68号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第22、議案第68号「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締

結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 議案第68号「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」、提案理由の説明をいたします。

議案第68号「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」、定住自立圏構想推進要綱に基づき、玉名市との間において定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を別紙のとおり締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定により和水町議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

提案理由としまして、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により議会の議決を要する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

別紙のほうにおつけしております協定書のほうを御覧いただきたいと思います。

協定のほうは、平成28年8月8日付で玉名市と締結をしております。この協定書は、第1条目的から、第7条の協議で構成されております。今回は、第2期の玉名圏域定住自立圏共生ビジョン策定に伴いまして、協定書の第3条連携する政策分野等に記載されております別表の第1から別表の第3までを、第2期の共生ビジョンに合わせて変更するものとなっております。

まず、1ページから3ページまでが、第1表を変更しております。4ページから5ページまでが、第2表となっております。最終の第6ページのほうが、第3表について変更しております。

今回の協定の一部変更におきましては、玉名市、玉東町、南関町のほうも、9月議会への上程を行いまして、第2期の玉名圏域の定住自立圏共生ビジョン策定を進めているところでございます。

以上で、議案第68号「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第23 議案第69号 財産の減額譲渡について（旧菊水南小学校・土地）

○議長（蒲池恭一君） 日程第23、議案第69号「財産の減額譲渡について（旧菊水南小学校・土地）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第69号「財産の減額譲渡について（旧菊水南小学校・土地）」につきまして、提案理由の説明を行います。

議案第69号「財産の減額譲渡について（旧菊水南小学校・土地）」、地方自治法第96条第1項

第6号の規定により、次のとおり財産を減額譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

譲渡する財産の内容については、次のとおりでございます。

まず、住所、地目、面積。住所のほうは、和水町蜻浦字藤坂300番、学校用地で、面積が1万2,338平米。同じく柿原202番、学校用地、1万996平米。同じく柿原202番2、学校用地、197平米。藤坂300番2、学校用地、84平米。土地のほうは、合計で4筆、面積のほうは2万3,615平米となります。

減額の譲渡価格が、1,000万円です。

減額譲渡の相手方は、熊本県玉名郡和水町内田2211番地、株式会社丸美屋、代表取締役、東健。

提案理由としましては、旧菊水南小学校の土地を和水町学校跡地施設活用事業によって、契約の候補者に選定された株式会社丸美屋に財産を減額譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第69号「財産の減額譲渡について（旧菊水南小・土地）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いします。

日程第24 議案第70号 財産の無償譲渡について（旧菊水南小学校・建物等）

○議長（蒲池恭一君） 日程第24、議案第70号「財産の無償譲渡について（旧菊水南小学校・建物等）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第70号「財産の無償譲渡について（旧菊水南小学校・建物等）」について、提案理由の説明を行います。

議案第70号「財産の無償譲渡について（旧菊水南小学校・建物等）」、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

無償譲渡する財産は、まず、建物、校舎で鉄筋コンクリート造り、2階建、面積、1,744.80平米、体育館、鉄筋コンクリート造り、平家建て、696平米、体育倉庫、鉄骨造の平家建て、23平米、プール専用付属室、コンクリートブロック造りの平家建て、68平米、建物のほうが4棟になりまして、面積の合計が2,531.80平米となります。また、工作物としまして、プール、FRP造りのプールが1つ、335平米となります。

無償譲渡の相手方は、熊本県玉名郡和水町内田2211番地、株式会社丸美屋、代表取締役、東

健でございます。

提案理由は、旧菊水南小学校の建物等を和水町学校跡地施設活用事業によって、契約の候補者に選定された、株式会社丸美屋に無償譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第70号「財産の無償譲渡について（旧菊水南小・建物等）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いします。

日程第25 議案第71号 財産の無償譲渡について（総合グラウンド造成地・定着物等）

○議長（蒲池恭一君） 日程第25、議案第71号「財産の無償譲渡について（総合グラウンド造成地・定着物等）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） ただいま議題となりました議案第71号「財産の無償譲渡について（総合グラウンド造成地・定着物等）」について御説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

1、無償譲渡する財産、（1）土地の定着物でございますが、まず、クヌギが高さ1メートルのものが700本、シラカシ、高さ0.5メートルのものが10本でございます。

次に、（2）工作物でございます。防護柵、ネットフェンスが54メートル、側溝、U型側溝の600掛ける600が23メートル、側溝、U型側溝の450掛ける450が312メートル、同じく側溝、U型側溝の300掛ける300が176メートル、側溝、縦排水でU型側溝が300の300で58メートル、沈砂池流入口の側溝が3.7メートルで1か所、排水枥が14か所でございます。

2、無償譲渡の相手方は、熊本県玉名市羽根木131番地1、株式会社司ホールディングス、代表取締役会長、上田弘司でございます。

提案理由の説明を申し上げます。

株式会社司ホールディングスから使用貸借し、森林法に基づき開発していた土地、代表地番、和水町原口字東番城1375番地及び和水町原口字猿馬見1381番地1について、株式会社司ホールディングスに返還するに当たり、その土地に町が設置した定着物等の財産を無償で譲渡するためには、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第26	認定第1号	令和2年度	和水町一般会計歳入歳出決算
日程第27	認定第2号	令和2年度	和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
日程第28	認定第3号	令和2年度	和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
日程第29	認定第4号	令和2年度	和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
日程第30	認定第5号	令和2年度	和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
日程第31	認定第6号	令和2年度	和水町簡易水道事業会計補正予算
日程第32	認定第7号	令和2年度	和水町下水道事業会計歳入歳出決算
日程第33	認定第8号	令和2年度	和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
日程第34	認定第9号	令和2年度	和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
日程第35	認定第10号	令和2年度	和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
日程第36	認定第11号	令和2年度	和水町病院事業会計決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第26、認定第1号、令和2年度和水町一般会計歳入歳出決算から、日程第36、認定第11号、令和2年度和水町病院事業会計決算までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者 泉君

○会計管理者（泉 法子君） ただいま議題となりました、認定第1号の令和2年度和水町一般会計歳入歳出決算から、認定第10号、令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算までの10の会計について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

令和3年9月6日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

お手元に別紙で、右上に、「資料」と書かれました令和2年度各会計歳入歳出決算総括表があるかと思います。それに基づきまして説明いたします。

ではまず、認定第1号「令和2年度一般会計歳入歳出決算について」説明いたします。

予算現額117億6,268万9,000円、歳入決算額110億5,235万4,858円、歳出決算額101億574万708円、差引残額は9億4,661万4,150円となりますが、翌年度へ繰り越す財源といたしまして繰越明許費総額が3億7,886万8,314円ありますので、実質収支額は5億6,774万5,836円となります。

歳入の決算額は、前年度より24億2,056万6,654円、28%増となっております。

歳入の構成で主なものとしましては、地方交付税が29.3%、次いで国庫支出金21.1%、町債12.4%の順となっております。

歳出の決算額は、前年度と比較して25億1,607万7,806円、33%増となっております。

歳出の主なものとしましては、総務費が27.7%と最も多く、次いで民生費、教育費、土木費の順となっております。

なお、決算書には、事項別明細書のほかに、実質収支に関する調書、財産に関する調書、入湯税の使途状況についての資料を添付しております。

続きまして、認定第2号「和水町国民健康保険事業会計」から認定第10号「和水町後期高齢者医療事業会計」については、総括表の数字を読み上げ、説明とさせていただきます。

認定第2号「国民健康保険事業会計」、予算現額13億9,078万9,000円、歳入決算額12億9,015万3,818円、歳出決算額12億4,900万5,578円、差引残額4,114万8,240円。

認定第3号「介護保険事業会計」、予算現額14億4,000万1,000円、歳入決算額15億4,795万2,849円、歳出決算額13億8,509万2,064円、差引残額1億6,286万785円です。

続きまして、認定第4号「特別養護老人ホーム事業会計」、予算現額5億2,232万円、歳入決算額4億9,912万3,952円、歳出決算額4億9,888万7,140円、差引残額23万6,812円。

認定第5号「住宅用地造成事業会計」、予算現額1億6,098万9,000円、歳入決算額1億6,065万3,215円、歳出決算額1億5,936万2,827円、差引残額129万388円。

認定第6号「簡易水道事業会計」、予算現額7,528万5,000円、歳入決算額6,802万8,315円、歳出決算額6,797万3,115円、差引残額5万5,200円。

認定第7号「下水道事業会計」、予算現額7,341万8,000円、歳入決算額6,933万2,801円、歳出決算額6,928万1,042円、差引残額5万1,759円。

認定第8号「特定地域生活排水処理事業会計」、予算現額1億2,954万6,000円、歳入決算額1億2,542万2,374円、歳出決算額1億2,532万4,682円、差引残額9万7,692円。

認定第9号「春富財産区特別会計」、予算現額20万8,000円、歳入決算額101万5,901円、歳出決算額5万7,800円、差引残額95万8,101円。

認定第10号「後期高齢者医療事業会計」、予算現額1億7,935万6,000円、歳入決算額1億7,502万7,307円、歳出決算額1億7,279万9,423円、差引残額222万7,884円。

以上で、令和2年度の10の会計の決算の提案理由の説明といたします。

後日、常任委員会がそれぞれあると思いますので、各課から詳しい決算説明があります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君）

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） 認定第11号「令和2年度和水町病院事業会計決算」につきまして、提案理由の説明をいたします。

和水町立病院事業会計は、公営企業の全部適用を受けております。地方公営企業法第30条第4項で、監査委員の審査に付した決算を監査委員会の意見を付して議会の認定に付さなければならぬと規定されているため、今回提案するものでございます。

先ほど説明がございました歳入歳出の総括表で説明させていただきます。

一番下の段の町立病院のところを御覧ください。

歳入決算額が9億8,994万3,049円、歳出決算額が9億552万8,721円で、差し引き8,441万4,328円の黒字決算となりました。

以上で、認定第11号「令和2年度和水町病院事業会計決算」についての提案理由の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、承認賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。認定第1号「令和2年度和水町一般会計歳入歳出決算」から認定第11号「令和2年度和水町病院事業会計決算」までの審査については、休会中の常任委員会審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第11号までの審査については、休会中の常任委員会審査とすることに決定いたしました。

日程第37 陳情等の委員会付託等について

○議長（蒲池恭一君） 日程第37、「陳情等の委員会付託について」は、本日までに受理した陳情等は、お手元に配りました陳情等文書受付一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

しばらく休憩いたします。1時から再開します。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第38 一般質問

○議長（蒲池恭一君） 日程第38、一般質問を行います。

本日は、1人の議員に一般質問通告によって発言を許します。

なお、質問、答弁につきましては、一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。

第2項目からの質問は、質問席から行います。

第一答弁については、登壇して行うことといたします。

時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

まず、最初に、高木議員の発言を許します。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 6番議員、高木でございます。皆様、こんにちは。

（こんにちは）

今定例会最初の質問者となりました。議会での議論に関心を持ち、議会を傍聴していただくことは町民お一人お一人がまちづくりに参加する機会だと考えております。お忙しい中にもかかわらずモニターで御視聴の皆様方、誠にありがとうございます。

さて、コロナ感染拡大によって1年延期されました東京オリンピックは、過去最多のメダル獲得というすばらしい成績で無事終了いたしました。また、体に障害を持つ人たちが自分の持てる機能を最大限に発揮する、多様性と共生をテーマとしたパラリンピックも昨日閉幕をいたしました。

た。

いずれの大会もコロナ禍で沈んだ気持ちの国民に勇気、感動、そして希望を与えるものでありました。特に本町4人目のオリンピックとなられた廣田彩花選手は、大けがにもかかわらず全力でプレーする姿を見せてくれました。感動いたしました。今後は、けがの治療に専念され、次回パリオリンピックを目指してもらいたいと思っております。

熊本県では、コロナ感染まん延防止等重点措置が発出され、9月12日を期限としております。また、インド由来のデルタ株による感染が急拡大し、若年層の感染が増加しております。このウイルスは従来のものに比べて感染力が強く、重症化しやすいと報道をされています。町民の皆様方におかれましては、感染防止対策を十分になさり、感染されないよう、みんなで努めてまいりましょう。

では、会議規則第61条第2項の規定により、一般質問通告書を提出しておりました。通告書に基づき、1、公共施設統廃合について、2、8月豪雨被災について質問をいたします。2項目について質問いたします。

まず、第1に、公共施設の統廃合についてであります。

町では、行政改革を推進し、健全財政と質の高い行政サービスを実現するために、公共施設の見直しと適正配置を検討するため、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定、方針が示されました。その後、個別施設ごとの対策や実施時期等を示す公共施設個別施設計画が本年2月に策定、公表され、全ての公共施設の今後10年間の方針が示されました。

そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

1、春富集会センター廃止計画に伴う機能移転について、移転の時期及び移転機能について伺いをいたします。

2、三加和ふるさと交流センターの指定管理終了後の処分方針について伺います。

3、教育委員会2課、社会教育課と学校教育課ですが、この事務所の統合の考えがあるかについてお尋ねをいたします。

質問時間に制約がありますので、簡単明瞭な御答弁をお願いいたします。

以降は質問席にて行います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま、高木議員から質問がございましたので、これに対してお答えをしてみたいと思います。

御承知のとおり、8月になりまして大変な豪雨もございまして、被害に遭われた町民の方も多数おられるようでございます。心からお見舞いを申し上げます。

あわせて、また、コロナウイルス感染症、猛烈な勢いで日本全国を席卷しておるわけですが、我が和水町におきましても、最近ちらほら感染しておられる方が出ておられるようでございます。変異株がなかなかしつこいというふうに聞いております。ひとつ皆様方、くれぐれも健康に注意していただく、手洗い、そしてマスクをつける、そしてまた密を避ける、これはも

う一人一人の皆様方の努力に頼るところが大でありますので、ひとつ皆さん方、この辺にしっかりと対応していただきたいと思います。そして感染のないまちづくりも進めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず、3点質問がございました。

まず、1点目が春富集会センター廃止計画に伴う機能移転について問うということでございます。

日本の高度経済成長期に整備された公共施設等の老朽化が全国的に問題化している中に、和水町でも、町で所有する公共施設等が大量に更新時期を迎えております。一方で、町の財政状況は一層厳しさを増しており、また、人口減少や少子高齢化の進展によって、公共施設等の利用需要が大きく変化していくことなどを踏まえ、市町村合併後の公共施設数や規模を最適化し、中長期的な維持管理コストの縮減、財政負担の軽減と平準化が求められております。

このような中で、春富集会センターにつきましては、耐震性の不足や稼働率が低下しているため、耐用年数の満了する令和5年を目途に取壊しを行い、旧春富小学校の校舎及び体育館へ機能移転を検討していくこととしております。

次に、2点目に、三加和温泉ふるさと交流センターの指定管理終了後の処分方針についてお答えをいたします。

三加和温泉ふるさと交流センターは、地域住民の健康と福祉の増進を図るとともに、観光及び産業の振興に寄与し、地域の活性化を図ることを目的として、平成3年度に開館をいたしました。

また、緑彩館につきましては、農林畜産物等の展示販売や観光情報の発信、都市住民との交流活動を通して、農家所得の向上と雇用の場の確保による地域活性化を図ることを目的として、平成11年度に開館をいたしました。

平成15年9月には、官から民への基本方針の下、指定管理者制度が施行され、三加和温泉ふるさと交流センターなども平成19年9月1日から導入をいたしました。平成25年度からは、現在の株式会社丸美屋が指定管理者となっております。

一方で、三加和温泉ふるさと交流センター及び緑彩館は、設備更新も含め維持管理に費用がかかっており、令和3年2月に策定した公共施設個別計画において、施設機能を維持しながら民間への売却を検討していくこととしております。現在の指定管理期間は、令和4年度までとなっておりますので、他自治体の事例等も参考にしながら、様々な視点から幅広く検討を行い、方向性を定めていきたいと考えております。

次に、3点目につきましては、教育委員会2課の事務所統合の考えはあるかという御質問でございますが、現状では、考えてはおりませんけれども、町の組織改革や事務改善は、限られた人員をどう配置すれば効果的な成果を上げることができるか、重要な検討課題であると認識いたしております。必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育長より答弁をしていただきます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

教育長 岡本君

○教育長（岡本貞三君） 教育委員会 2 課の事務所統合についての御質問にお答えいたします。

和水町が合併当初は、社会教育課は管理施設が大変多く各係が分散していたように思いますが、年度ごとの経費や人員削減に伴い現在の体制になったと思っております。

私も平成25年度から教育委員をさせていただいていましたけれども、これまで教育委員会において一度も 2 課の統合について話題になったことはありません。社会教育課にとりましては、地域活性化や多くの公共施設や文化財関係等の資料の保存などを考えると現在の場所が最適であると考えますし、学校教育課としましては、町部局との連携だけでなく県教育事務所など県内や管内の関係機関との連携を考えると現在の体制のほうがいいのではないかと考えています。

現状で統合については、考えておりません。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） では、再質問をいたします。

まず、第 1 の春富集会センターの件でございます。

先ほど町長が言われましたように、耐用年数を迎えます2023年、令和 5 年度に、春富集会センターを廃止して、旧春富小学校校舎及び体育館への機能移転を検討していくというふうに記載をされております。私も春富小学校跡に機能を移転することについては賛成するものであります。

さて、春富集会センターの設置目的は、条例第 1 条で、社会教育、社会福祉及びその他住民の生活の維持向上のための便宜を総合的に供与すると規定をされ、社会教育関係団体や地域づくり団体の活動、地域住民の皆様方の集会所、あるいは健康増進や生きがい活動など幅広く今まで利用をされておりました。また、町商工会の支所としても利用をされている状況であります。

お尋ねします。春富集会センター条例の設置条例の目的に沿った機能移転を考えていらっしゃるのか、また、町商工会は、商工会の三加和支所ですが、その活動も維持される意向があるのか、まず、その 2 点をお伺いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 移転につきましては、現状の活動を維持するというのが 1 つの基本ではないかと考えます。やはり地域住民の方々の活動の場でございますので、そこをなくすということは、いずれかで同じような活動ができるような体制は取ってやるということは当然必要かと思っております。

一方では、整理統合というようなことも進めておりますので、その辺も含めて検討する余地もあろうかと思いますが、現在、春富小学校、それから体育館、この辺が空いておるような状況でございますので、この辺の有効活用も含めて対応すべきじゃないかというふうに考えているところでございます。

○議長（蒲池恭一君）

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 商工会の機能移転につきましては、こちらのほうは町のほ

うで決定するものではなく、今後、そういったところでの検討が必要ではないかというふうに考えております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） 今の町長の御答弁で、春富集会センターの機能は原則維持をし、移転をしたいというような御意見だったと私は理解をいたしました。ただ、整理統合も検討しなければならないし、有効活用も検討しなければならないという、非常に分かったような分からないような御答弁でございましたけれども、私は今の機能を維持するものだというふうに理解をいたしました。

今度は個別施設計画では、令和5年度が廃止の予定、以降とは書いてございましたけれども、年度だ、令和5年度に廃止をするというふうな計画になっておりますが、その時期は変更はありますでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 今のところ、個別施設計画におきましては、令和5年度に除却をすることとしているということで、今現在のところは変更はございません。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） 令和5年度まで、令和5年度ですから令和6年3月末ですので、あと2年半だと思われます。

さきの6月定例会の一般質問の折に、御答弁の中で、旧春富小学校校舎の浄化槽が故障しているということでございました。今後、2年半のうちに移転をするとなりますと、浄化槽の修理も必要になってくるかと思いますが、浄化槽の修繕計画についてお尋ねをいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） ただいま、高木議員からお尋ねの浄化槽についてでございますけれど、今現在、全然使用しておりません。故障しておる状態でございます。一応このまま維持するのであれば、清掃作業、休止という状態に持っていく手続が必要になります。そうした場合の浄化槽本体の清掃等、くみ上げですね、汚泥等の引き抜き、そういったものが大体30万円ほどかかりますので、いかに校舎を利用するか、その方針によって、修繕をするのか、それとも休止の状態で置くのか、それをまた見極めたいと思っております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 下津課長、すみませんね、急に受けて。申し訳ないです。

ほかに質問ありませんか。

6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） 現在、使用していないということでございますので、2年半後の移転を考えた場合、修繕は計画的に進めていただきたいというふうに思います。

次に、同じ春富集会センターの機能について、次はお尋ねをしたいと思います。

現在、旧春富小学校では、田中城跡ミニミュージアムが設置されておりますが、そのほか、多くの空き教室が存在をしております。ここで提案なんですけれども、旧春富小学校の空き教室を利用して、集会センターの移転の時期になるかと思うんですが、秀島由己男先生の作品展示室、それから金栗四三の遺品展示室、これについては生家では今展示されておきませんので、旧春富小学校の空き教室に展示施設を設置してはどうか。文化発信拠点としての機能を持たせることを提案をいたします。文化発信機能を持たせることによって、現在の田中城ミニミュージアムに加えた利用者の増加、あるいは多彩な交流、イベント等が、運動場もありますので、考えられます。

教育や文化の振興は、行政の役割です。投資対効果ではかれるものではありませんので、是非御検討いただきたい。この提案に対して、町長、そして教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 機能移転を春富小学校に移すという答弁がありましたので、その部分で質問をお受けしたいと思います、今のはね。

執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま文化施設といいますか、絵画の展示、博物館といいますか、展示室なり、それから田中城ミニミュージアムの展示というようなことも視野に入れながら検討してはどうかということでございます。確かにその辺を取り入れるということは、非常に一つの方法としていいことではないかというふうに思います。

ただ、心配しますのは、田中城ミニミュージアムの利用が今日まで、特に「いだてん」の放送中から含めて開放しておりましたけれども、なかなか見学者が少ないというようなことで、非常に、今までは管理をお願いしておったところで対応していただいておりますけれども、なかなか採算に乗ることはまずないと思います。しかしそこはどうしても、やっぱりやっていく必要がある場合がございますので、しっかりとそこは検討はさせていただきたいと思います。今の段階でどうこうだということとはちょっと差し控えさせていただきます。御意見は承っておきます。

○議長（蒲池恭一君） 秀島由己男先生の展示も含めて検討しますということですね。

○町長（高巢泰廣君） はい、そうです。

○議長（蒲池恭一君） 教育委員会から何かありますか、教育長。よろしいですか、今ので。あります。

答弁をお願いします。

教育長 岡本君

○教育長（岡本貞三君） 文化発信基地にということで、今御提案がありましたけれども、秀島遺品、それから金栗遺品の展示をどうするかという問題は、ほかの文化的な資産あたりがありますので、その辺を総合的に考えたところで、展示あたりを考えていけないのかなとは思っております。

今現在、秀島作品については、作品一つ一つ特定する作業を進めておりますので、それが終わ

る頃までには、ある程度の方向が出せればいいなというふうに思っているところです。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） 先ほども言いましたけれども、やはり町民の文化意識の向上という観点から、旧春富小学校の校舎、空き教室を是非文化発信拠点機能を持たせて、今まで以上の利用者、そして文化的交流等が行えるように御検討をいただきたいと思います。

なお、仮にこの提案を行政が受け入れたとしても、まだまだ空き教室はあるわけですね。2階にもありますし、奥のほうの集会施設もございます。そういった空き教室をサテライトオフィス、いわゆる貸事務所ですけれども、もう光回線も町内全部通っていますから、そういったニーズもあるのではないかと、そういうことも今後は是非御検討されてはいかかなと思います。御提案を申し上げますが、御答弁いただければ。

分かりました。集会センターの機能移転にプラスアルファする機能として御提案を申し上げておきたいと思います。

では、次に、第2の三加和温泉ふるさと交流センターの件でございます。

令和5年3月で指定管理が終了いたします。その後については、個別施設計画に沿って進められると思いますけれども、過去5年間の、直近5年間で結構でございますので、交流センター、それから緑彩館、それから宿泊施設もございますけれども、その修繕費用、あるいは指定管理料、総額で構いませんので、町がどの程度負担をしたのか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 高木議員の質問にお答えをいたします。

過去5年ですね、平成28年度から令和2年度までの修繕費、それから工事、また指定管理料、こちらの5年間の合計額につきましてですが、約4,700万円となっております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） 平成28年から令和2年度まで約5年間で約4,700万円。1年間に直しますと、940万円程度になろうかと思います。毎年それだけの額を町が負担をしていると。

交流センターの耐用年数は47年、で、既に令和2年度で30年を経過しております。それから緑彩館、今年度で耐用年数24年目を迎えます。今後もこの修繕箇所、あるいは修繕が必要なことが頻発するのではないかと私は予想され、維持管理のための町財政負担がますます大きくなるような気がいたします。

8月下旬に地元新聞紙上で連載をされました記事を御覧になられましたでしょうか。町が設置した観光施設は経営が厳しく、廃止や規模縮小、あるいは民間移譲が検討されていると。特に温泉を有する施設は、その維持管理が経営上の大きな負担になっていると報道されました。今指定管理者を受けていらっしゃる会社におかれましても、赤字を計上されているような状況でありま

す。

それは、条例に縛られた運営しかできないからじゃないかなと、大幅なリニューアルもできないでしょうし、そういうことを考えますと、民間に早く移譲をして、民間に運営をしていただいたほうが、町のためになるのではないかと思います。

すぐにではありませんけれども、令和5年3月といいますと、あと1年ちょっとしかございません。早めに御検討され、まず民間売却を検討されるにしても、買いたいと思う人は、3か月前に言われても、資金の関係もありましょうし、運営計画の策定もありましょうから、早めに告知をされたほうがよろしいのではないかと思います。売却の方針決定を早めにされることを御提案申し上げたいと思います。町長におかれてはいかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ありがとうございます。今、高木委員もおっしゃいましたが、こういった施設、温泉施設、それから物産館、こういったことをほぼ県下どの町村も同じ時期にできているというようなことで、うちと全く状況は一緒じゃないかと思います。

そういったことで、その対応に、8月22日の熊日新聞、7回連載で紹介されておりますけれども、どこも大変な苦勞をしておられるというのが見えております。我が町もこれとほぼ変わりはありません。

ですから、とにかく餅屋は餅屋に任せるというのが、私は一番いいんじゃないかと。やはりこれはGATT、ウルグアイ・ラウンドの対策費でどこもできておるわけですね、一遍に雨後のタケノコのように、もう物産館、それから温泉館、もうそういった施設がどこもできて、ほぼ一巡しておると。それがちょうど今になって、建て替えの時期というか、リニューアルの時期に来ているというようなことで、大変な苦勞が続いているというのでございます。

ですから、我が町も、私はもう早いうちにやはり処分というか、町民の皆さんの理解が得られるならば、もう処分したほうがいいと、その方向で検討すべきだというふうに思います。そうしないと、非常に税金をつぎ込みにやいかんようになってからでは遅いというふうに思いますので、一刻も早くこの辺は進めていく必要があるというふうに思います。

やっぱり人口は減少している、税収もこれからは減収をしていく、じゃ何で維持していくかというと、どんどんお客さんが入ればいいですけども、お客さんもなかなか、やっぱり高齢化が進み、人口減少すれば、お客さんも減ってきているというような状況ですので、専門の方々に、この辺はお任せしたほうが、やっぱり民間活力でやっていただいたほうが、道理に合っているというふうに考えますので、その方向で検討すべきであるというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 民間移譲に向けて、今後スピードアップしないと指定管理期間がまた延びるという事態にもなるかと思いますので、準備をお急ぎいただきたいと思います。

最後の質問ですけども、社会教育課と学校教育課、教育委員会の2課の事務所統合です。

私がいいますに、2か所に分かれていると、教育長の職員を管理監督する立場にあられる教育長が大変じゃないかと、まず一つ思いました。あっち行ったりこっち行ったり、お忙しい身でありますので、その移動の時間ももったいない。あるいは課長が出向いてお話しする機会も多々ありましようけれども、1か所にあったほうが効率的じゃないかというふうに思いました。

学校統合事業が終了いたしまして、学校教育課、人数が別室にあった人たちの分が減りましたですね。実は旧三加和のときには、あの公民館に10人がいたんですよ。教育長と公民館長を除いて。職員がですね。今の2課の人員は、教育長、公民館長を除いて何名いらっしゃいますでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 岡本君

○教育長（岡本貞三君） 町、正規職員は18名ですね。そのほかに会計年度任用職員等もおります。ちょっと資料を持ってきておりませんが、はい、20、そうですね。

○議長（蒲池恭一君） 課長、分かってしょうだい。

○教育長（岡本貞三君） 会計年度が7だそうです。

○議長（蒲池恭一君） 職員が18名と会計年度が7名ですね。

ほかに質問ありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 18名の中には給食の先生方は入っていないんですよ。入っていない。じゃ、ちょっとあそこに集めるのは無理があらうかと思います。

合併して、管理部門と、それに携わる町職員が菊水庁舎に集約されて、事務機器も非常に増えて、今手狭感を感じていらっしゃるんじゃないかなと思ひまして、1部屋統合して、もし三加和に行けば、1部屋空いて、執務環境も広がるんじゃないかなと思ひて提案をしたわけですが。

今後、教育委員会でまだ話題にも上っていないということでございますが、将来、三加和総合支所の機能移転も公民館に検討がされております。これはあれですよ、個別施設計画の中でそういうふうに記述があったと記憶しておりますので、その折に、三加和地域に教育委員会を統合してはどうかと思ひたところですよ。

2町が対等合併でありまして、当時の本庁舎が菊水が新しかったということで、こちらが本庁舎になった経緯があると私は考えております。三加和地域の住民の皆様方のサービスの維持の観点から、総合支所が設置をされました。名称にふさわしいサービス提供のために、教育委員会をその折にでも、教育委員会の中で御検討をいただければと思ひて質問をしたところであります。

以上で、第1項目、公共施設の統廃合については終わりたいと思ひます。

第2項目の8月豪雨の被災について質問いたします。

まず、第1に、被災の状況についてお尋ねをいたします。

もう1項目は、第2、被害に対する被災者支援について、特にこの点については、住宅が被災されましたけれども、その方々にどのような支援を行われたのかお尋ねをいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 被災状況について問うということでございます。

8月12日から8月19日までの緑観測所雨量ですけれども、総雨量が1,028ミリと令和2年7月の豪雨に匹敵する雨量でありました。特に、熊本県北部に集中的に長期間にわたり降り続け、梅雨が明けていたにもかかわらず、これまでにない集中豪雨となりました。災害発生後から、被害状況の確認を行っております。人的な被害はございませんでしたが、家屋、道路、河川、農地の被害が報告されております。

詳しい被災状況につきましては、それぞれ担当課長より答弁を行います。

次に、2点目御質問でございますが、被災者支援について問うということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、8月12日から降り始めました豪雨並びに長雨は、梅雨末期の大雨の状況に逆戻りしたように感じさせられた状況でした。このような状況の中で、住宅等の被害については、4件の報告があっております。1,000ミリを超える降雨量であったため、住宅等の大きな被害が多数発生するのではないかと心配をしておりましたけれども、数件の被害となりました。しかしながら、床上浸水の被害に遭われた方々は、多大な被害に遭われております。被災されました町民の皆様には、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

被災者支援の詳細につきましては、それぞれ担当課長のほうから答弁をいたします。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 総務課において、1番の被災状況について問うについてお答えいたします。

総務課においては、家屋の被害状況につきまして、こちらで把握しておりますのが、床下浸水が2件、一部損壊が1件、半壊が1件でございます。床下浸水につきましては、被害もなく、罹災証明書は発行しておりませんが、一部損壊、半壊につきましては、罹災証明書の申請がありましたので、現地を確認し、罹災証明書を発行しております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 続きまして、私のほうから被災状況についてお答えいたします。

農林振興課において所管しております被災状況についてですが、水田、施設野菜、林道等を含めまして被害総額は約650万円でした。

まず、水田の被災状況ですが、約44ヘクタール冠水いたしました。しかしながら水稻の生育が8月ということで進んでおりましたことと冠水時間においても24時間以内であり、流出による被害額13万円と最小限の被災となりましたことに安堵しているところでございます。

次に施設野菜ですが、被災状況といたしましては、イチゴ苗が3,000株ほど冠水、被害額として約20万円、ミニトマト苗が3,000株、同じく冠水しております。被害額として約50万円、ベビ

ーリーフが冠水土砂流入により800キログラム収穫不能となり、被害額は160万円、合計で230万円の被害金額となっております。

最後に林道、作業道の被災状況ですが、林道では1路線において3か所の崩土があり全面通行止めとなりましたが、維持管理工事のほうを発注しておりましたので、直ちに除去を行い開通しております。作業道では2路線被災しております。被害額、概算となりますが約400万円となり、今後測量設計を行い、熊本県の査定を受け、復旧を目指すものでございます。

なお、治山事業においては幸いにも被災箇所はございませんでした。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 続きまして、建設課にて所管いたします被災状況について答えします。

公共災害状況につきましては、町河川が14か所、町道が4か所、被害額は概算ですけれども5,650万円となります。また、農業災害につきましては、田25か所、畑34か所、取水堰が4か所、水路が32か所、農道が22か所、ため池4か所、こちらも被害額は概算ですけれども1億940万円となっております。

県道に関しましてですけれども、玉名立花線、月田から内田間のがけ崩れと、和仁菊水線、これ西吉地地区の七郎神付近の冠水のための路肩崩落となっております。県河川の被害では、和仁川・十町川、これ護岸崩壊など大小合わせて18か所となっております。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 私のほうからは、（2）被災者支援であります罹災見舞金について申し上げたいと思います。

ただいま、町長のほうから申し上げました4件の被害の程度といたしましては、総務課長の答弁と一緒に、半壊が1件、床下浸水が2件、家屋の一部損壊が1件でございます。この4件のうち、被災者支援といたしまして、和水町罹災見舞金条例で定められた規定によりまして、2件の方に見舞金を支給しております。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 建設課からの被災者支援について答えいたします。

今回の被害では、農業災害、小規模の土木災害、こういったものが復旧箇所費用の約1割を負担していただく形になります。

また、農業災害では激甚災害指定となった場合に、こちらに関しては10%未満の負担額となりますので、国が定めた負担金の差額を、またお返しするという形になるかというふうに思っております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） まず、被災をされた方々にはお見舞い申し上げたいと思います。

それから、被災箇所と金額、御提示をいただきました。これから、まだ台風の時期もございます。来年の田植もあります。被災地については、早期の復旧に努めていただきたいと思います。

では、被災者支援について質問をいたします。

先ほど、健康福祉課長から半壊の方と一部損壊の方に見舞金を支給をされたということでございます。被災者にあつては、復旧等に相当の費用がかかると思われますので、少しでも町の気持ち伝わればよかったのかなと思います。

実は、罹災見舞金条例を、この際ちょっと見てみました。とても分かりにくいんですね。例えば条例第3条では、交付の種類及び額という欄が3条にございます。死亡、被災程度、人がお亡くなりになったら、お1人につき10万円、それから住家、お住まいの家ですね、これが全壊（全焼、流出）、これが50万円以内。半壊（半焼）、これが25万円未満、一部壊（一部焼）が5万円以内と、全て「以内」という表示がされております。多分これは当該住宅が築年数何年で、床面積が幾らで、納税状況がちゃんとされているかというようなことを勘案して、「以内」になっているんじゃないかなと思います。

過去に、住宅の全壊（全焼、流出）、これが50万円以内になっていますが、それ未満で支給をされた経験があるか、突然ですが、お分かりになればお願いをしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

条例上50万円以内という表記の仕方をしておりまして、過去にそういう「以内」で収めた支給額があるのかというところの御質問だと思いますが、空き家に関して全焼がありました。そのときに30万円の支給をしたという経緯がございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 空き家が住家に相当するかどうかは置いておいて、未満もあつたということですね。私、近隣自治体の条例を見てみましたら、「以内」という言葉はどこにもございません。確かに、和水町は非常に手厚い見舞金を支給をされております。例えばですが、隣近所は全壊で10万円、これが本町では50万円以内ですので、非常に町民のことを思って、この条例が制定されているのではないかと思います。

ただ、これは健康福祉課長、御存じかと思うんですけども、今年の6月に内閣府の通知が改定をされております。通知があつております。平成13年の基準で多分これが今の条例はつくられていると思うんですけども、令和3年の内閣府からの通知された災害の被災認定状況というのが改定をされておりますので、今後、条例を改正されたほうがよろしいのではないかと。今、本町では、3つの区分ですけども、内閣府の通知では6段階の被災になっております。見直しをされてはいかかと。

それから、第5条に、第3条のほか天災地変による災害の場合には、第2条及び第3条に準じ

て町長が認定するという規定がございます。多分、この災害は、この罹災条例が火災、風水害となっておりますので、地震とか津波とか、あと考えられるのは落雷ですね、そういったことを想定されていると思うんですけども、認定要件の規定はありますでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

この条例の見づらさ、こちら事務局のほうもちょっと感じておりました。御指摘も含めたところで、全般的に見直して、精査をして、改正するべきところがあれば改正を直ちに速やかにやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） 私が指摘するまでもなく、健康福祉課では御検討されているということでございますので、私が読んでもなかなか分かりづらかったので、町民の皆様方が理解できるような記述の方法を考えていただきたいと思います。

次に、もう一つ、被災者支援ですけれども、今回、一部壊をされた住宅の方と面会する機会がございました。もう住めないと、まず住めない、そこで生活ができないというんですね。裏から土砂が来て、排水路が詰まって、水が使えないと。お風呂も入れない、ごはんも炊けないというような状況でございました。

町が管理する住宅に、一時的に、土砂除去が終わって、そろそろお帰りになると思いますので、一月ぐらいはやはり仮住まいをしなければならない状況であったかと思います。以前、津田の住宅、駐在所跡ですね、これに土砂災害でお住まいになられた、それから農集センターの廃止、除却によって、そこにお住まいになったということは存じ上げておりますが、今、津田駐在所は2011年に廃止予定となっておりますので、そこは貸せない。ところが教育委員会の教職員住宅、津田に2棟あるかと思います。これには、第3条で、住宅に入居できる者は次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。第1号、町内に住所または勤務場所を有する公立学校の教職員とその家族、2号に、その他、特に町長において認定する者という規定がございます。

私の記憶では、神尾の教職員住宅は英語指導助手の方が最後じゃなかったかなというふうに記憶をしているんですけども。今現在、入居されているのか、それから、もし入居されていないのであれば、何年ぐらい空いているのかお尋ねをしたい。

分かりました。よかです。

○議長（蒲池恭一君） よかですか。

○6 番（高木洋一郎君） はい。実はそこが借りられたら、電気、水道は行っていると思うんですけども、もし空いているのであれば、貸せないもんだろうかと思ったわけです。そんなに1年も2年ものということはないと思います。被災者が住むための修理をして、また戻られるわけですから。今回の場合が1か月以内に戻られる予定でございますので、第2項に、その他、特に町

長において認定した者というのがございますので、今後、そこを御検討いただきたいということが1つ。

それから、今、気候変動によって、もう豪雨が毎年、あるいは年に何回も頻発をしております。私どもの町は特に山間部にあっては、山根に家がございますので、あるいは川そばに家がございますので、浸水したり半壊したり全壊したりすることがないとも言えません。もし、住宅に住めなくなった方が多数であれば、仮設住宅等を町のほうで考えなければいけないと思うんですけれども、その数が微小である場合、今回のように2件ですか、半壊が1件、一部壊が1件ですので、2件ですけれども、微小な場合においては貸し出してはいかがかなということでございます。

例えば、もし今の教育委員会所管の教職員住宅の条例第3条第2号が該当できないということであれば、もうこれから先、教職員の方々がこのモータリゼーションの中で、その住宅に住まわなければならないような方が発生するかと。以前、神尾小学校の教頭先生が、公立学校の教員としてはいらっしゃいましたけれども、それ以後、ないと思うんですよ。そこまで町が教職員の住宅を提供することは、今後少ないのではないかと。であれば、第3条第2号の規定を災害時には一月に限り貸すとかいう規定を設けるなり、あるいはそれがもし教育委員会の中で議論の中で駄目だということになれば、私は教育委員会所管から、所管を教育委員会から町部局、町長部局に移管をして、災害時の微小な災害の折の避難場所として御検討されてはいかがかなということで、すぐには御回答はないと思いますが、私が今回被災者を見て感じたことを申し上げたいと思います。何かありましたら。

○議長（蒲池恭一君） 答弁は大丈夫でしょう。執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 今の件につきましては、私もそこを通るたびに、いつも空いていると、何かもったいないなという感じは持っておりました。目的は、町外から赴任された先生が住宅に困られることのないように、教育に支障がないようにということで、町が準備してあるわけですが、その辺が最近ほとんど利用がないというようなことであれば、長期にわたって何年ものということはないと思いますので、その辺は検討に値する事項じゃないかと思います。短期的に利用していただくならば、双方にとって、困っておられる方にも喜んでいただけるのではないかと、検討すべき事項であろうと思います。よろしいでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 残り時間が少なくなっております。どうぞ。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 今日幾つか提案をさせていただきました。執行部におかれては、御検討いただきますようお願いを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、高木議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日7日の一般質問は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後 2 時00分